

高齢者福祉を推進するための政策提言

1 はじめに

高齢者福祉は、長年に渡って社会の発展に寄与し、豊富な知識と経験を有している高齢者が、敬愛され生きがいを持って生活が送れるよう、社会全体で支えることを目的に「老人福祉法」に基づいて発展してきました。国や自治体による健康寿命の延伸や、認知症予防、自立支援などの施策に取り組んできた一方で、2018年の国全体の介護費は高額介護サービス等を含まない純粋な保険給付のみで10兆1,129億円になり、国の一般会計予算の1割に相当する介護費10兆円時代に突入しました。これは介護保険制度が始まった2000年度時の約2.8倍の額になります。

また、今後2025年には我国の後期高齢者人口は2,200万人と膨れ上がり、実に国民の4人に1人が75歳以上となります。この『2025年問題』は、医療・介護は勿論、社会保障費制度自体の存続についても大きな問題を内包しております。国はこの問題を打開するために、①地域包括ケアシステムの充実、②公費負担の見直し、公平化、③介護人材の確保の三点を中心にした対応策を掲げ、本年施行の「改正社会福祉法」等に基づき、具体的な課題解決へのロードマップを示しつつあります。

こうした背景を踏まえ、本市の実情を検証しながら課題解決に向け、本市高齢者が誰一人取り残されることなく、健康で尊厳ある生活を送ることができる事を希求し、それら支える側にとっても安心社会の実現の一助となるよう提言します。

2 本市を取り巻く状況と課題

現在、本市の高齢化率は31.9%であり、今後上昇し続け、2040年には全国平均35.2%に対して40.8%という推計が出ています。このまま高齢者人口が増加し、労働人口が減少していくと、医療・介護分野への負担がさらに増え続け、それを担う労働者も減少の一途をたどってしまうことから、負のスパイラルに陥り、医療・介護サービスが機能しなくなってしまう恐れがあります。そのようなことを起こさないために、これから訪れる超高齢社会に備え、みんなで支え合う「お互いさまの意識の醸成」や、介護予防活動に多角的な観点を持って取り組んでいくことが大切です。

3 政策提言

(1) 支え合いの地域づくり

国では「高齢者が暮らす地域で、可能な限り残存する能力を活かし、自立した生活を送ることができるよう、医療、介護、日常生活支援などが包括的に確保される体制・ネットワークづくりを目指す」としています。この場合の地域とは、本市においては『町内会』単位であるとの認識を持って、体制・ネットワークの再構築を検討すべきと考えています。

また、昨今は、核家族化によって高齢者のみの世帯が増加しています。さらには、ライフスタイルの変化等により町内会・地域活動等への参画が減少し、地域コミュニティーの希薄化が進んでいます。その結果として、高齢者の見守りや声がけを難しくし、ケアラーの苦労や悩みについても認知する機会が失われています。これは、高齢者は勿論、ケアラーについても地域での孤立や「介護離職」等

の様々な社会問題にまで発展する事態となっています。特に、高齢者の社会参加の機会が減少する弊害は孤食につながり、すこやかな生活を送ることが難しく、健康にも大きな影響を及ぼすことになりかねません。これら課題の解決に向け、地域住民と行政、関連各機関が連携して課題の共有・検証ができる体制づくりと地域住民が主体的に参画できる仕組みづくりが重要であることから、これを支援する行政の役割が必要であると考えます。そして、住み慣れた地で健康で楽しく支え合い暮らし続けるためには、地域住民・町内会と直結する行政による支援が必要です。

①地域住民の自主性を尊重しながら、高齢者福祉に係るアドバイスの充実

地域コミュニティの希薄化を改善するよう、高齢者の活動や地域交流に資する新たな「集いの場」づくりを支援すること。

②「集いの場」での事業計画立案の相談や支援体制の構築

「集いの場」を単に高齢者や地域住民の交流の場とするだけでなく、高齢者が持つ豊かな知識と経験、地域課題に直結した解決策等を行政にとって活かせる場とするとともに、生きがいと連帯感を感じられる場となるような支援を行うこと。

③見守りを兼ねた支援の充実

高齢者のみの世帯や自動車運転免許証の返納で日常生活に支障がある方、ケアラーなど、外出に制約が伴う地域住民の不便さを軽減するため、民間事業者と協力し、見守りを兼ねた食料品の移動販売など、地域事情に合った支援を充実させること。

④ICT 利活用の推進

ア 遠距離からの安否確認やリモート診察、徘徊検知などを取り入れ、高齢者の一人暮らしや、深刻化している老老介護、認認介護の課題の解決に取り組むこと。

イ SNSなどを活用し、高齢者やケアラーが抱える悩みや疎外感、孤独感を和らげることができるインターネットコミュニティを構築すること。

(2) 認知症予防の取り組み

本市では65歳以上の方を対象に「認知症予防教室」を開催していますが、65歳を迎えてからの認知症予防の意識づけや対応では遅いと感じます。認知症は若いうちからの生活習慣も要因のひとつに考えられることから、若年層へのアプローチも大事であると考えます。

①「認知症予防教室」の対象年齢引き下げと機会の拡充

「認知症予防教室」の対象年齢を拡大し、さらに、市内企業へ出向き「認知症予防教室」を開催できる体制を構築すること。

(3) 市民参加型の（仮称）介護予防推進員制度の導入

介護施設の約6割で慢性的な人手不足と言われており、職員への負担が問題となっています。また、介護予防が重要になっていることから、この問題を解決する先進事例を学ぶために、民生常任委員会で視察を行ってきました。

東京都稲城市の「介護支援ボランティア制度」では、介護職員の業務を補完する軽微な仕事を手伝うことで、職員の負担軽減や自身の介護予防につながっているなどの成果が出ています。また、活動実績に応じたポイントが付与されるなど、有償ボランティアとしてのやりがいや、生きがいにもつながる取り組みであったことから、本市でも介護予防の取組みとして導入すべきと考えます。

このほか、富山県黒部市の「地域支え合い推進事業」では、推進員養成講座により、高齢者及びそれを支援する人が自らの介護予防を図るとともに、互いに支え合う地域づくりのために必要な知識や技術を習得した人を育て、その人が地域の通いの場をつくっています。そして、行政では、運営や立ち上げに係る経費を助成しています。

また、群馬県前橋市の「介護予防サポーター制度」では、介護予防サポーターを養成し、地域での高齢者サロンや自らのグループで活動を行っており、行政が活動の支援を行っています。本市としても、支え合う地域づくりを行うために、高齢者の活動や交流の場を立ち上げる人づくりと立ち上げ支援や運営支援が必要であると考えます。

①（仮称）介護予防推進員制度の導入

ア 地域住民の健康指導や相談対応などの活動のほか、介護施設のお手伝いを通して介護予防につながるよう介護予防推進員制度を導入すること。

イ 介護予防推進員が介護予防の基礎知識、栄養、運動、口腔、認知症や地域づくりを学べるよう、介護予防推進員養成講座を開催すること。

②介護予防推進員の地域活動に対する支援

ア 地域ごとに活動できるよう、活動上必要となる機材の購入費や会場使用料の助成を行うこと。

イ 地域住民同士で介護予防を立案し、実行できるよう支援体制の構築をすること。

③活動に対するポイント制度の導入

介護予防推進委員の活動の励みとするために、ポイント制度を導入し、行った活動などによってポイントが付与され、貯めたポイントに応じた賞品や介護保険料の軽減などのメリットを受けられるようにすること。

(4) 介護離職防止対策の体制整備

家族の介護に際し、経済的な理由などにより、施設への入所や必要なサービスを受けることをあきらめ、勤めていた職場を辞めて自宅で家族の介護をせざるを

得ないというケースが年々増え、社会問題になっています。現役世代が仕事から離れることは会社にとっても、自身にとっても、ダメージは大きく、回避すべき事態と考えます。

①介護離職防止策の充実

行政、サービス提供事業所、職場、地域が一体となり、介護離職の防止策をさらに充実させること。